

日本口腔検査学会認定医制度規則

平成24年8月26日 制定

第1章 総則

第1条 本制度は、口腔検査に関する広範かつ高度な知識と技量、および倫理感を備えた臨床医を養成し、わが国における歯科医療を向上させ、科学的エビデンスに基づいた歯科医療を広め、以って国民の口腔健康の維持・促進に貢献することを目的とする。

第2条 日本口腔検査学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認定医制度を設け、日本口腔検査学会認定医（略称、口腔検査認定医。以下、認定医）を認定する。

第3条 本制度の維持と運営のために認定医委員会を設け、認定医および教育研修会について審議しかつ認定するための規則を定める。

第2章 認定医の資格

第4条 認定医の資格を申請するものは、次の各号の満たすものに限られる。

1. 歯科医師または医師の免許を有すること。
2. 専門医申請時点において継続して満2年以上の本学会会員歴を有すること。
3. 口腔検査を行う臨床に従事していること。
4. 本学会所定の単位を取得したもの。
5. 当学会の認定医認定試験を受験した者、書類申請したもの者、または推薦を受けたもので、認定医委員会の審議を経て、理事会で承認された者。

第3章 認定医委員会

第5条 認定医の認定および関連する業務を遂行するために認定医委員会を設置する。

1. 認定医委員会の委員長と委員は、理事会が選出し、理事長が委嘱する。
2. 認定医委員会には委員長1名と、委員若干名をおく。

第6条 委員長は必要に応じて、認定医委員会を招集する。

第7条 委員に任期は3年とし、再任を妨げない。

第4章 認定医の認定方法

第8条 認定医試験受験、認定の審査を希望する者は、次に定める申請書類に細則第6条に定める申請料をそえて認定医委員会に提出するものとする。

1. 認定申請書（第1号様式）
2. 履歴書（第2号様式）
3. 取得単位申告書（第3号様式）
4. 口腔検査に関する業績目録（第4号様式）
5. 日本口腔検査学会会員歴証明書（第2号様式 履歴書に含む）
6. 臨床経験申告書
7. 歯科医師・医師免許証写し

但し、様式の記載が無いものの書式は自由とするが、6. 臨床経験申告書については、必ずその経験期間を明記する。

第9条 認定医委員会で認められ、認定医試験を合格したものは理事会の承認により認定医と認定される。

第10条 認定医試験は、毎年1回施行する。

第4章 認定医の更新

第11条 認定医更新時の更新基準は次の条件を満たす者とする。

1. 更新は5年毎に行われる。

2. 更新申請時，本学会員歴が引き続き5年以上の者。
3. 本学会所定の単位を取得した者。
取得単位数および規定を満たす合計単位数は認定医制度規則施行細則第8条に準ずる。

第12条 認定医の更新時の申請書類については，以下の通りとする。

1. 認定医更新申請書（第5号様式）
2. 取得単位申告書（第6号様式）

第5章 認定医の資格の喪失・取消・停止

第13条 認定医は，次の理由により，認定医委員会および理事会の議を経てその資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽がみとめられたとき。
4. 認定医として認定を受けた日から満5年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第14条 本学会理事長は，認定医としてふさわしくない行為のあった者に対して，認定医委員会および理事会の議を経て認定医の資格を取り消すことができる。

第15条 海外留学などで正当な理由があるとみなされる場合は，認定医資格を停止して更新期間として算定しない。停止を希望する場合には，認定医委員会へ書面にて届出を行い，承認を得る。

第16条 本規則の変更を必要とする場合は，認定医委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。

附則

第1条 本規則は平成24年10月1日から施行する。

第2条 初年度は暫定期間とし，理事が暫定的に認定制度委員を務め，書類審査によって認定医を認定する。試験は，平成25年度から本格的に施行する。